平成２２年（フ）第５０４号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目53番地　６棟501号
債務者　斎藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１２号
千葉県鎌ケ谷市富岡３丁目９番７号　グリーンヒル101
債務者　神山　　孝
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７８号
富山市中滝392番地１、住民票上の住所富山市田畠303番地２
債務者　中山　成之
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
富山市犬島１丁目４番６号
債務者　栗山　秀志
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８７号
富山市上赤江町２丁目９番37―101号　メゾン・クレスト
債務者　松本　哲郎
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９６号
富山市南田町２丁目７番23号　ハイツ南田205号室、住民票上の住所富山市藤木896番地
債務者　小倉みどり
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134番地129
債務者　小澤　哲雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６４号
長野県駒ヶ根市赤穂16691番地12
債務者　宮脇　智弘
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６７号
長野県伊那市西春近5156番地
債務者　宮下　博志
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６８号
長野県伊那市西春近5156番地
債務者　宮下オラタイこと　ＭＩＹＡＳＨＩＴＡ　ＯＲＡＴＨＡＩ
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第８４号
福島県東白川郡矢祭町大字中石井字舟見118番地１
債務者　緑川　智佳
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
福井市下江守町第23号１番地４
債務者　山﨑　春海
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
静岡県湖西市大知波334番地の11、住民票上の住所神戸市兵庫区東山町１丁目10番1013号
債務者　本多　由美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２０５４号
愛知県北名古屋市沖村岡127番地１　サンシティー岡103号
債務者　前田　久美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５６号
青森県弘前市大字五代字前田319番地13
債務者　中野　敦志
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７０号
青森県平川市柏木町藤山３番地17　長谷川アパート２棟５号
債務者　白戸　政一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２９９号
熊本市大江３丁目４番48号　ロイヤルハイツ熊本Ｂ―105
債務者　岡田　勝代
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部